

沖縄県老人福祉施設整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄県老人福祉施設整備費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、沖縄県社会福祉施設整備費補助金等交付規程(昭和49年1月19日告示第16号)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 老人福祉施設の施設整備費について補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「老人福祉施設」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム(定員30人以上の施設に限る。)、第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(定員30人以上の施設に限る。)及び第20条の6に規定する軽費老人ホーム(定員30人以上の施設に限る。)並びに第20条の3に規定する老人短期入所施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホームに併設する施設に限る。)をいい、「施設整備」とは別表第1に掲げる整備内容をいう。

(実施主体)

第4条 補助金の対象となる老人福祉施設整備事業(以下「補助対象事業」という。)の実施主体は、市町村又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第31条第1項の規定により設立された社会福祉法人若しくは民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付の額は、別表第3の1の欄に定める種目ごとに、同表2の欄に定める算定基準額と、同表3の欄に定める対象経費の実支出額(寄付金及びその他の収入がある場合はこれを控除した額)とを比較して、少ない方の額の範囲内の額とする。

(交付対象外費用)

第6条 次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用

- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適當とは認められない費用

(申請手続)

第7条 補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書を別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている者
 - ウ 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営している者
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分の変更をする場合には、様式第2号により知事の承認を受けなければならない。ただし、対象経費の実支出(予定)額の10%以内の変更であって、かつ、補助金の増額又は減額を伴わないものを除く。
- (3) 補助対象事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、様式第2号により知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (4) 補助金の交付決定前に補助対象事業の一部(工事請負契約の入札までの準備行為をいう。以下同じ。)に着手する場合には、あらかじめ知事の承認を得な

ければならない。

- (5) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助対象事業者が全国的に事業を開拓する組織の一支部、一社又は一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等(以下「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、知事に報告があった場合には、期限を定めて、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 補助対象事業者が市町村である場合には、補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第4号による調書を作成し、これを補助対象事業の完了の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (11) 補助対象事業者が市町村以外の者である場合には、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (12) 補助金の交付と補助対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(13) 交付の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させことがある。

(変更申請手続)

第9条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、第7条の手続に準じて、別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

(事前着手)

第10条 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助の対象としない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者は、補助対象事業を円滑に実施するため必要なときは、あらかじめ知事の承認を得て、補助金の交付決定を受ける前に、補助対象事業の一部に着手することができる。
- 3 前項の承認の申請は、様式第5号による事前着手承認申請書を知事に提出して行うものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第6号により知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

- 第12条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る工事に着手したときは、様式第7号により工事に着手した日から10日以内に知事に報告するものとする。
- 2 補助対象事業者は、毎年度12月末日現在の補助対象事業に係る工事の進捗状況を、翌年1月末日までに様式第8号により知事に報告するものとする。

(事業実績報告)

第13条 補助金の実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月以内(第11条の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は翌年度(補助対象事業が翌年度にわたるときは、翌々年度)4月10日のいずれか早い日までに、様式第9号による事業実績報告書を知事に提出して行わなければならない。なお、補助対象事業が翌年度にわたるときは、様式第10号による年度終了実績報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日までに、知事に報告するものとする。

(額の確定)

第14条 知事は、第13条の規定による事業実績報告書を審査し、補助事業の成果

が補助金の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

(補助金の概算払)

第15条 補助対象事業者は、概算払を受けようとする場合は、様式第11号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算から適用する。

別表第1

整備区分	整備内容
創設	新たに施設の整備を行うこと。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を増加させずに改築(一部改築含む)を行うこと。
改修	①既存の小規模生活単位型以外の施設を小規模生活単位型(これに準ずるものと含む)に転換するため、居室環境等の整備を行うこと。 ②地震防災対策上必要な補強改修工事等を行うこと。
その他整備	その他、知事が特別に必要と認める整備

別表第2

(単位:千円)

1 老人福祉施設の種類		2 配分基礎単価 (1床当たり)			備考
		創設 増床	改築	改修	
特別養護老人ホーム	都市部※	2,845	3,414	1,422	
	その他	2,586	3,104	1,293	
養護老人ホーム	都市部※	3,130	3,557	1,564	
	その他	2,845	3,234	1,422	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	都市部※	2,845	-	-	軽費老人ホームについて はA型からケアハウスとし て転換するときのみ補助 対象とする。
	その他	2,586	-	-	
特別養護老人ホーム 併設ショートステイ	都市部※	2,586	2,586	-	
	その他	2,586	2,586	-	
養護老人ホーム 併設ショートステイ	都市部※	2,845	2,845	-	
	その他	2,845	2,845	-	
その他、知事が特別に必要と認める施設	知事が特別に必要と認める費用				

※ 都市部は、人口10万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね1,000人/平方kmの地域。

別表第3

1 種目	2 基準額	3 対象経費
工事費	<p>次の方法により算出された額 (ただし、当該年度の予算を超えない範囲で定める。)</p> <p>別表第2の1の欄に定める施設の種類ごとに、同表の2の欄に定める配分基礎単価により算出した額</p>	<p>施設の整備等に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費(工事施行のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。)及びその他知事が必要と認めた経費</p>